〇三の一、一〇〇四の一、一〇〇四の三、一〇〇四の四、一〇〇五、一〇〇五の一、一〇〇六、一〇〇七の一、一〇一〇の一、七郷一色字黒沢一五六・一五七・一五七の一・一五七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、作手清岳字大入一（次の図に示す部分に限る。）、字モゝガタ一の一〇（次の図に示す部分に限る。）、三の一、作手保永字カド四九（次の図に示す部分に限る。）、四八、五〇から五二まで、字本宮一の三、布里字七久保五九の一九〇・五九の二六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市作手杉平字向通二八、七六の一、七八から八〇まで、牛倉字東真国一五の二、一七の五、一八の一、一八の二、二七、二八の一、二八の三、二九の一、三〇の一、三〇の二、三一の一、三三の一、三四、連合字西工沢二の一三、二の二九、字椿代一六の一から一六の三まで、一八、字南椿代三、五の一から五の三まで、五の五、六の一から六の四まで、黄柳野字切藤六〇四の一、六一六、六一七の一、六三〇、六三一の一、六三二の一、六三三の三、豊岡字上の山六から八まで、作手木和田字サギ一の二・一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の一八、一の一九、一の二三、一の二五、一の四七、作手岩波字大向三六の一、三七、三八、四七、四八、作手高松字摩長沢二二、二六の一、字瀬林二七の三、二七の七、三一、三二、愛郷字鹿根一八から二〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二の四から二の九まで、二の一三から二の一五まで、三、三の一、四の二、四の五、四の六、五から九まで、七の一、一〇の三、一〇の六から一〇の一一まで、一一の二、一一の三、一一の五、二一、二一の一、二二、二三の四から二三の七まで、池場字下日陰一六から一八まで、一七の一、三〇の一、字井戸入一二、字渡津呂一四の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県長浜市鍛冶屋町字松谷二五七の一一三、二五七の一一四、字東山三〇三、三〇四、字嶺上谷三〇五、三〇五の一から三〇五の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市東上町本宮山一の三三・一の六から一の六五まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二一、一の二四から一の二九まで、一の三四、一の四七、一の四八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市立岩町イヅミ六の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市平瀬町タテカベ一の七（次の図に示す部分に限る。）、二の五、田平沢町外山一一の三・一二の三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇の五二から一〇の五五まで、一一の七〇、一一の七七、一一の八〇、一一の九一、一一の九五、一一の一二五、一一の一二六、一一の一五八、一一の一六六から一一の一八五まで、一二の三五、一二の三八、一二の五二、一二の五五から一二の六〇まで、松ケ田和二〇の二、山口一八の二、一九の三、前田八、一二の一、一二の四、兵造畑一五の一一、立岩町ヒラクリ二二の一、二二の三、三二の三、栃立町下大道二四・二七合併地、二五の一、二六、三〇、三一の一から三一の四まで、儘下一から四まで、一八、一八の一、一九、二四、二四の一、二九の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　齋藤　健